

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例要綱案に対する意見・情報の募集について

環境影響評価法が一部改正され、新たに計画段階配慮書の手続きが創設されたこと等に伴い、法改正の趣旨を踏まえて、滋賀県環境影響評価条例の一部改正の検討を進めており、このたび、別記のとおり改正条例要綱案を取りまとめました。

この改正条例要綱案について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1. 公表する資料

- (1) 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例要綱案
- (2) 【参考資料】滋賀県環境影響評価条例による手続き 現行と改正案の比較

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、環境政策課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. 募集期間

平成24年11月15日（木）から平成24年12月14日（金）まで

4. ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577滋賀県環境政策課（住所は省略できます）
- (2) ファックス 077-528-4844
- (3) 電子メール de00@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5. その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあつては名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本条例要綱策定のために使用することとし、公表することはありません。
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

6. 問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課環境管理担当

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例要綱案

1 改正の理由

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）が一部改正され、新たに計画段階配慮書の手続が創設されたこと等に伴い、条例についても、法の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 配慮対象事業を実施しようとする者（以下「配慮対象事業者」という。）は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定するに当たっては、当該配慮事業の種類ごとに規則で定めるところにより、1または2以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないこととします。（第5条の2関係）
- (2) 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項の検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、知事および事業実施想定区域の市町長に送付するとともに、当該配慮書およびこれについて一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努め、意見が提出されたときはその意見およびその意見についての当該配慮対象事業者の見解を記載した書類を、意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならないこととします。（第5条の3～第5条の5関係）
- (3) 知事は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができることとします。（第5条の6関係）
- (4) 事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するに当たり、配慮書を作成しているときはその内容を踏まえるとともに、(3)の知事の意見があるときはこれを勘案して配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定し、これらの事項を方法書に記載するとともに、知事および関係市町長に方法書を送付するときは、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととします。（第6条関係）
- (5) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書および環境影響評価書の公表に当たっては、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととします。（第7条、第14条および第22条関係）
- (6) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととします。（第7条の2関係）
- (7) 評価書の公告を行った事業者は、事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、

環境の保全のための措置等に係る報告書を作成し、知事および関係市町長にこれを送付しなければならないこととします。(第 32 条関係、第 32 条の 2 関係)

(8) 対象事業が都市計画に定められる場合または対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者で当該都市計画の決定または変更を行うものが配慮書に係る手続を当該都市計画の決定または変更の手続と併せて行うことができることとします。(第 35 条の 2 関係)

(9) その他

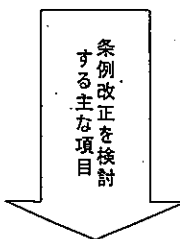
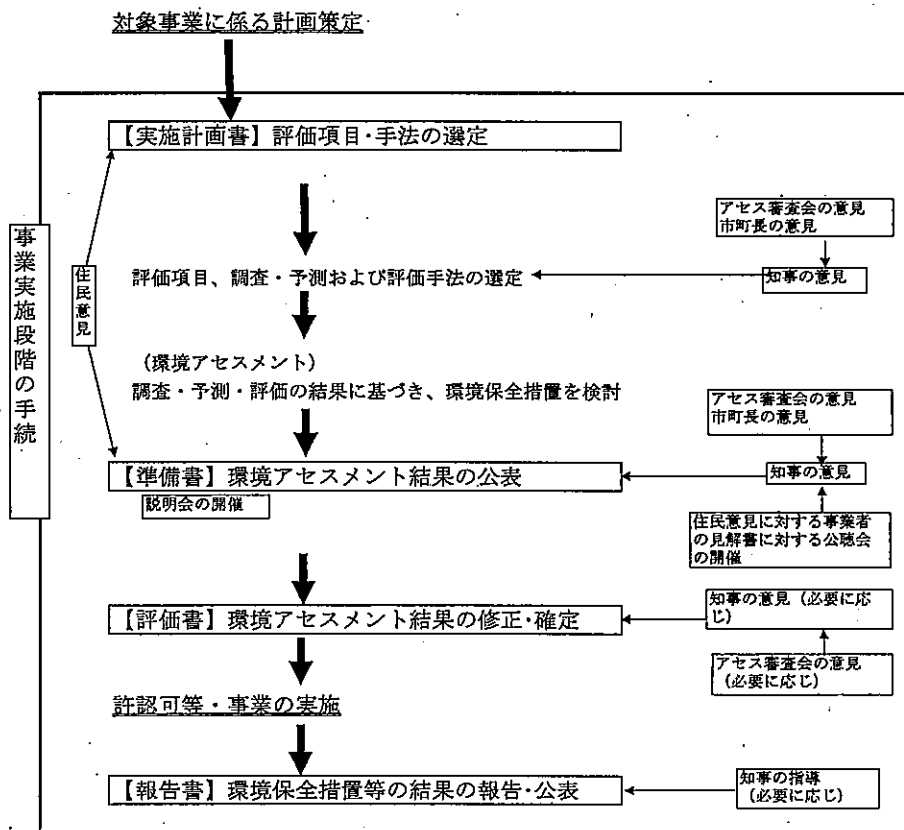
ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)から(4)までおよびウの一部は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県環境影響評価条例による手続き 現行と改正案の比較

現行 環境影響評価条例 手続フロー



配慮書の導入

方法書における説明会を開催・要約書の追加
電子縦覧の導入

(改正案) 環境影響評価条例 手続フロー

